

事 務 連 絡
令和元年8月26日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部訂正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて通知したのでお知らせします。

事務連絡
令和元年8月26日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部訂正について

下記の通知につきまして、別添のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払
機関等へ周知願います。

記

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科
材料料）の算定について（令和元年8月19日付保医発0819第13号）

(別添)

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について
（令和元年8月19日付保医発0819第13号）

1 M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 679点

ロ 小臼歯 ~~551~~511点

(2) 銀合金又はニッケルクロム合金

大臼歯・小臼歯 44点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 408点

ロ 小臼歯 ~~551~~511点

ハ 大臼歯 679点

(2) 銀合金又はニッケルクロム合金を用いた場合

イ 前歯 56点

ロ 小臼歯 56点

ハ 大臼歯 56点